

坂戸市規則第26号

坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和7年坂戸市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第5号の規則で定める者)

第2条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地の所有者
- (2) 事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者
- (3) 事業区域の敷地境界線からの水平距離が次に掲げる太陽光発電設備の区分に応じそれぞれ次に定める距離の範囲内に居住する者
 - ア 出力が50キロワット未満の太陽光発電設備 100メートル
 - イ 出力が50キロワット以上の太陽光発電設備 300メートル
- (4) 前号に掲げる者が属する自治会等の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(条例第7条第1項の規則で定めるもの)

第3条 条例第7条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる区域とする。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項に規定する河川保全区域
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条に規定する洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する地域森林計画の対象とする森林の区域
- (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項に規定する県指定有形文化財、同条例第31条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物及び同条例第37条第1項に規定する県指定旧跡に係る土地の区域並びに坂戸市文化財保護条例（昭和31年条例第3号）第6条第1項に規定する市指定有形文化財、市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物に係る土地の区域

(条例第8条の規則で定める事項)

第4条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 太陽光発電設備を設置するために行う切土、盛土その他の土地の区画形質の変更については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第7号に掲げる開発許可の基準と同程度の基準に適合するものであること。ただし、他の法令の規定により許可又は認可を受けたときは、この限りでない。
- (2) 雨水排水計画については、都市計画法第33条第1項第3号に掲げる基準（現に市長が定めている基準を含む。）と同程度の基準に適合するものであること。ただし、他の法令の規定により許可又は認可を受けたときは、この限りでない。
- (3) 太陽電池モジュールについては、低明度、低彩度及び低反射のものとし、太陽光の反射光及び太陽光の反射光による熱の対策を講ずること。
- (4) 太陽光発電設備の設置に当たっては、木竹の伐採を最小限とする等の地域環境への配慮をすること。
- (5) 事業区域については、発電事業者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないよう柵又は塀を設けること。ただし、発電事業者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない場所に太陽光発電設備を設置するとき、又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置するときは、この限りでない。
- (6) 柵又は塀の設置に当たっては、事業区域に接する道の幅員が4メートル未満であるときは、その中心線からの水平距離2メートルの線をその道の境界線とみなし、設置の計画をすること。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその道の境界線とみなし、設置の計画をすること。
- (7) 設置工事等を行うに当たっては、粉じん、騒音、振動及び土砂の流出の防止対策を講ずること。

（事業計画の作成）

第5条 条例第9条の規定による事業計画の作成は、太陽光発電事業計画書（様式第1号）により行うものとする。

（事前協議等）

第6条 条例第10条第1項の規定により協議しようとする者は、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、条例第12条第1項の規定による届出をしようとする日の60日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
 - (2) 公図の写し
 - (3) 現況平面図及び現況縦横断図
 - (4) 現況写真
 - (5) 実測図
 - (6) 土地利用計画平面図及び土地利用計画縦横断図
 - (7) 造成計画平面図及び造成計画縦横断図
 - (8) 雨水排水計画平面図及び雨水排水計画構造図
 - (9) 太陽光発電設備及び柵又は塀の構造図
 - (10) 規制区域又は抑制区域の該当の有無及び該当した場合の対応策を記載した書類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、条例第10条第1項の規定による協議が終了したときは、太陽光発電事業計画事前協議終了通知書（様式第3号）により、当該太陽光発電事業を行おうとする者に通知するものとする。
- （説明会の開催等）

第7条 条例第11条第1項に規定する説明会（以下この条及び次条において「説明会」という。）は、太陽光発電事業を行おうとする者が行うものとし、太陽光発電事業を行おうとする者以外の者に委任し、又は代理させてはならない。

- 2 太陽光発電事業を行おうとする者は、周辺地域の住民に対し、説明会を開催しようとする日の14日前までに、戸別訪問その他の方法により説明会の開催について周知しなければならない。
- 3 太陽光発電事業を行おうとする者は、説明会において、次に掲げる事項（次項において「説明事項」という。）を説明しなければならない。
- (1) 発電事業者及び関係者に関する事項
 - (2) 太陽光発電事業の計画の概要
 - (3) 太陽光発電事業が事業区域の周辺地域の安全及び地域環境に対して及ぼすおそれがある影響並びにその予防措置の内容

(4) 設置工事等の概要

(5) 太陽光発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 太陽光発電事業を行おうとする者は、説明事項に関する資料を説明会の出席者に交付しなければならない。

5 太陽光発電事業を行おうとする者は、説明会において、周辺地域の住民の意見等のための十分な時間を設け、当該意見等に対して誠意をもって回答しなければならない。

（事業計画の届出）

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業計画届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第5条に規定する事業計画書

(2) 案内図

(3) 公図の写し

(4) 土地の登記事項証明書の写し

(5) 契約書その他の土地を使用する権利を有することを証する書類の写し
(太陽光発電事業を行おうとする者と事業区域の土地の所有者とが異なる場合に限る。)

(6) 現況平面図及び現況縦横断図

(7) 現況写真

(8) 実測図

(9) 土地利用計画平面図及び土地利用計画縦横断図

(10) 造成計画平面図及び造成計画縦横断図

(11) 雨水排水計画平面図及び雨水排水計画構造図

(12) 太陽光発電設備及び柵又は塀の構造図

(13) 太陽光発電事業について法令の規定により許可等を受けている者にあっては、当該許可等を証する書類の写し

(14) 国又は地方公共団体から太陽光発電事業に関する補助金等の交付を受けている者にあっては、当該補助金等の交付決定通知書等の写し

(15) 説明会の議事録、出席者氏名一覧表及び説明会で交付した資料

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業計画の確認）

第9条 市長は、条例第13条の確認をしたときは、太陽光発電事業計画確認書（様式第5号）により、当該発電事業者に通知するものとする。

（変更の届出）

第10条 条例第14条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業計画変更届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、変更内容が分かる書類を添付しなければならない。

3 条例第14条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）事業区域を拡大する事業計画の変更

（2）太陽光発電設備の出力を増加する事業計画の変更

（3）変更が周辺の地域環境に影響を及ぼすと市長が認める事業計画の変更

4 第5条、第6条、第8条及び前条の規定は、条例第14条第1項の規定による変更について準用する。

（設置工事等の届出）

第11条 条例第15条の規定による届出は、設置工事等を行おうとする日の14日前までに、太陽光発電設備設置工事等届出書（様式第7号）により行うものとする。

（標識の設置）

第12条 条例第16条の標識の様式は、太陽光発電設備設置の標識（様式第8号）とする。

2 発電事業者は、設置工事等の着手後速やかに標識を設置するものとする。

3 標識は、風雨等により劣化し、又は文字が消えることのないよう適切な材料を使用したものでなければならない。

4 発電事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第5号の規定により同項の標識を設置するときは、当該標識の設置をもって標識の設置に代えることができる。

（設置工事等の完了の届出等）

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置工事等完了届出書（様式第9号）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）完成図

- (2) 地下に埋設される等により完成を確認することができない設備等にあっては、設置工事等の実施中に撮影した当該設備等の完成を確認することができる写真
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、条例第17条第2項の確認をしたときは、太陽光発電設備設置工事等完了確認書（様式第10号）により、当該発電事業者に通知するものとする。
(条例第18条第3項の規則で定める事態)

第14条 条例第18条第3項の規則で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- (1) 土砂の流出
 - (2) 事故の発生
- 2 条例第18条第3項の規定による報告は、太陽光発電事業事故等対応報告書（様式第11号）により行うものとする。
- 3 前項に規定する報告書には、事故等の状況及び措置の内容が分かる書類（写真を含む。）を添付しなければならない。
(地位の承継の届出)

第15条 条例第19条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業承継届出書（様式第12号）により行うものとする。

- 2 前項に規定する届出書には、承継した事実を証する書類の写しを添付しなければならない。
(廃止に係る措置等)

第16条 条例第20条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（様式第13号）により行うものとする。

- 2 発電事業者は、条例第20条第2項の措置をとったときは、太陽光発電設備解体等完了届出書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 太陽光発電設備等の撤去後の写真
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票その他の太陽光発電設備を適正に処分したことを証する書類の写し
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、条例第20条第2項の確認をしたときは、太陽光発電設備解体

等完了確認書（様式第15号）により、当該発電事業者に通知するものとする。

（身分証明書）

第17条 条例第23条第2項の証明書の様式は、身分証明書（様式第16号）とする。

（勧告等）

第18条 条例第25条第1項の勧告は、太陽光発電事業勧告書（様式第17号）により行うものとする。

2 条例第25条第2項の規定による公表は、坂戸市公告式条例（昭和29年坂戸町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（委任）

第19条 この規則に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年11月14日から施行する。